

# ○標準引越運送約款

(平成二年十一月二十二日 運輸省告示第五百七十七号)  
最終改正令和七年国土交通省告示第百九十三号

## 目 次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 見積り（第三条）
第三章 運送の引受け（第四条・第五条）
第四章 荷物の受取（第六条・第八条）
第五章 荷物の引渡し（第九条・第十二条）
第六章 指図（第十三条・第十四条）
第七条 事故（第十五条・第十七条）
第八章 運賃等（第十八条・第二十一条）
第九条 責任（第二十二条・第二十九条）

（適用範囲）
第一条 この約款は、一般貨物自動車運送事業により行う引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用されます。ただし、事業所等の移転又は当店が提供する定型の容器を用いて定額で行う運送であつて、この約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には、適用されません。
第二条 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
第三条 当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。
2 見積りを行つたときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。
一 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号
二 荷物の受取日時及び引渡日
三 荷物の受取人
四 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号
五 運賃等の合計額、内訳及び支払方法
六 解約手数料の額
七 当店の名称、事業許可番号、住所、電話及び電話番号
八 荷送人及び荷受人並びに当店が行う作業内容
九 その他見積りに関し必要な事項
3 前項第五号の記載については、第三号及び第四号の事項並びに積込み、取卸し、搬出及び搬入作業、荷造り作業、開梱作業等に応じて運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。
4 見積料は請求しません。ただし、発送地又は到達地において下見を行つた場合に限り、下見に要した費用を請求することがあります。この場合に見積りを行う前にその金額を申込者に通知し、了解を得ることとします。
5 当店は、見積りの際に内金、手付金等（前項ただし書の規定による下見に要した費用を除く。）を請求しません。
6 当店は、見積り時に申込者に対し、この約款を提示します。
7 当店は、見積書に記載した荷物の受取日の三日

前までに、申込者に対して、見積書の記載内容の変更の有無等について確認を行います。
（引受拒絶）
第三章 運送の引受け
第四条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、引越運送の引受けを拒絶することができます。
一 運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。
二 運送に適する設備がないとき。
三 運送に関し申込者から特別の負担を求められたとき。
四 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
五 天災その他やむを得ない事由があるとき。
六 荷物が次に掲げるものであるときは、当該荷物に限り引越運送の引受けを拒絶することができます。
一 現金、有価証券、宝石貴金属、預金通帳、キヤツシユカード、印鑑等荷送人において携帯することのできる貴重品
二 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼす恐れのあるもの
三 動植物、ピアノ、美術品、骨董品等運送に当たつて特殊な管理を要するため、他の荷物と同時に運送することに適さないもの
四 申込者が第八条第一項の規定によるその種類及び性質の申告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないもの
（連絡運輸又は利用運送）
第五条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた荷物の運送を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することができる
（引渡しができない荷物の処分）
第六条 当店は、相当の期間内に前条第一項に規定する指図がないときは、荷物を倉庫営業者に寄託し又は供託し若しくは競売することができます。
第七条 前項の規定による処分を行つたときは、遅滞なくその旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。
（荷造り）
第八条 当店は、荷物を受け取る時に、第四条第二項各号に掲げる荷物、貴重品（第四条第二項第一号及び第三号に掲げるものを除く。）、壊れやすいもの（パソコン等の電子機器を含む。第二十四条第二項において同じ。）、変質若しくは腐敗しやすいものの等運送上特段の注意を要するものの有無並びにその種類及び性質を申告することを荷送人に求めます。
（荷物の種類及び性質の確認）
第九条 当店は、前項の場合において、その種類及び性質につき荷送人が告げたことに疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することができます。
（荷物の引渡し）
第十条 荷受人が見積書に記載した引渡日に引渡しをもつて荷受人に対する荷物の引渡しを完了します。
（荷物の引渡しを行う日）
第十一条 当店は見積書に記載した引渡日に荷物を引渡します。また、荷物受取時に、引渡日時を
（荷送人又は荷受人に対する荷物の引渡し）
第十二条 当店は、荷受人が見積書に記載した引渡日に引渡しをもつて荷受人に対する荷物の引渡しを完了します。
（荷受人が不在の場合の措置）
第十三条 当店は、荷物の全部の滅失を発見したときは、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。
（指図）
第十四条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認めるときは、前条第一項の規定による荷送人の指図に応じないことがあります。
（事故の際の措置）
第十五条 当店は、荷物の全部の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。（指図に応じない場合）
（荷物の引渡しを行つた場合）
第十六条 当店は、荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷を発見したとき、又は荷物の引渡しが見積書に記載された引渡日より遅延する判断したときは、遅滞なく荷送人に対する方法の変更その他の適切な処分をします。
（荷物の引渡しを行つた場合）
第十七条 当店は、前項の場合は、指図を待ついたまがないとき、又は当店の定めた期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によつて運送の中止又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をします。
（荷物の引渡しを行つた場合）
第十八条 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、荷送人の指図を求めて運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
（危険品等の処分）
第十九条 当店は、荷物が危険品等他の荷物に損害

を及ぼすおそれのあるものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取扱いその他運送上の損害を防止するための処分をします。

2 前項に規定する処分に要した費用は、荷送人の負担とします。

3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。（事故証明書の発行）

第十七条 当店は、荷物の滅失、損傷又は遅延に関し、証明の請求があつたときは、荷物を引き渡した日（滅失のときは見積書に記載した引渡日）から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

## 第八章 運賃等

### （運賃及び料金）

第十八条 運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2 運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示するとともに、当店のウェブサイトに掲載します。

3 当店は、申込みを受けた運送に附帯するサービスを行つたときは、これに係る料金を收受します。（運賃等の收受）

第十九条 当店は、荷物を受け取るときに見積書に記載された支払方法により、荷送人から運賃等を收受します。

2 当店は、次の事項を記載した請求書に基づき運賃等を請求します。

一 運賃等の請求相手方の氏名又は名称、住所及び電話番号

二 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号

三 運賃等の合計額及びその内訳（運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。）

四 当店の名称、住所、電話番号及び問い合わせ窓口電話番号

五 その他運賃等の收受に関し必要な事項

3 前項各号について、当店は見積書に記載した内容に準拠して記載します。

2 当店は、第一項の規定に変更が生じた場合は、当該変更に応じて所要の修正を行います。（事故等と運賃、料金）

4 前項ただし書の場合において、変更が生じた結果、実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等の合計額と異なることとなつた場合の修正については、次の各号に基づき行います。

一 実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等（以下「見積運賃等」という。）

2 実際に要する運賃等の合計額が見積運賃等の合計額より少ない場合、実際に要する運賃等の合計額及びその内容に修正します。

3 当店は、第一項の規定にかかるわらず、荷物を引き渡した後に荷受人等から運賃等を收受することを認めることがあります。この場合においては、荷送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を收受します。（事故等と運賃、料金）

第二十条 当店は、第十三条第一項の規定により処分をしたときは、その処分による運賃、料金その他の費用を收受し、並びに当店が既に行つた運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を收受します。

2 当店は、第十五条第二項及び第三項の規定により処分をしたときは、事故等が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、その処分に要する運賃、料金その他の費用を收受します。

3 当店は、荷物の一部の滅失若しくは損傷又は遅延が生じた場合において申込みに係る運送を続行した場合は、運賃等の全額を收受します。

4 当店は、第十五条第一項に規定する荷物の相当部

分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷が生じた場合は、当該事故が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、当店が既に行つた運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を收受します。

5 第一項、第二項及び第四項の場合において、当店が既にその荷物について運賃等の全部又は一部を充當し、余剰があるときは払い戻します。（解約手数料又は延期手数料等）

第二十一条 当店が、解約手数料又は延期手数料を請求する場合は、その解約又は受取日の延期の原因が荷送人の責任によるものであつて、解約又は受取日の延期の指図が見積書に記載した受取日の前々日、前日又は当日に行われたときに限ります。ただし、第三条第七項の規定による確認を行わなかつた場合には、解約手数料又は延期手数料を請求しません。

2 前項の解約手数料又は延期手数料の額は、次の各号のとおりとします。

一 見積書に記載した受取日の前々日に解約又是受取日の延期の指図をしたとき 見積運賃等（料金にあつては、積込み、取卸し、搬出、搬入、荷造り及び開梱に要するものに限る。次号及び第三号において同じ。）の二十パーセント以内

二 見積書に記載した受取日の前日に解約又是受取日の延期の指図をしたとき 見積運賃等の三十パーセント以内

三 見積書に記載した受取日の当日に解約又是受取日の延期の指図をしたとき 見積運賃等の五十パーセント以内

4 第二十二条 当店は、荷物の受取（荷造りを含む。）から引渡し（開梱を含む。）までの間にその荷物その他のものが滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が遅延したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用者その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、開梱、受取、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。（損害賠償の額）

第二十三条 当店は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一 荷物の欠陥、自然の消耗

二 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由

三 ストライキ若しくはサボタージュ、社会的騒擾その他の事変又は強盗

四 不可抗力による火災

五 予見できない異常な交通障害

六 地震、津波、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災

七 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

八 荷送人又は荷受人等の故意又は過失

（引受制限荷物等に関する特別）

第二十四条 第四条第一項各号に掲げる荷物について、損害賠償の責任を負います。

2 貴重品、壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物（第四

条第二項各号に掲げるものを除く。）については、荷送人が第八条第一項の規定によるその有無の申告をせず、かつ、当店が過失なくしてその存在を知らなかつた場合は、当店は、運送上の特段の内に通知を発しない限り消滅します。

2 前項の規定は、当店がその損害を知つて荷物を收受している場合には、第一項、第二項又は第四項の規定により当店が收受することとしている金額に充当し、余剰があるときは払い戻します。（責任の特別消滅事由）

第二十五条 荷物の一部の滅失又は損傷についての当店の責任は、荷物を引き渡した日から三月以内に通知を発しない限り消滅します。

2 前項の規定は、当店がその損害を知つて荷物を引き渡した場合には、適用しません。

3 荷送人が第三者から委託を受けた荷物の運送を当店が行う場合において、当該荷物の運送に係る荷受人への荷物の滅失、損傷若しくは遅延については、荷送人が、第一項の通知を受けたときは、荷送人に對する当店の責任に係る第一項の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

2 前項の解約手数料又は延期手数料の額は、次の各号のとおりとします。

一 見積書に記載した受取日の前々日に解約又是受取日の延期の指図をしたとき 見積運賃等（料金にあつては、積込み、取卸し、搬出、搬入、荷造り及び開梱に要するものに限る。次号及び第三号において同じ。）の二十パーセント以内

二 見積書に記載した受取日の前日に解約又是受取日の延期の指図をしたとき 見積運賃等の三十パーセント以内

三 見積書に記載した受取日の当日に解約又是受取日の延期の指図をしたとき 見積運賃等の五十パーセント以内

4 第二十六条 当店は、荷物の滅失又は損傷により直接生じた損害を賠償します。

2 当店は、遅延により生じた損害については、次の各号の規定により賠償します。

一 見積書に記載した受取日時に荷物の受取をした附帯サービスに要した費用（見積書に明記したものに限る。）を收受します。

2 第二十七条 荷物の滅失、損傷又は遅延についての当店の責任は、荷物の引渡しがされた日（荷物の全部滅失の場合にあつては、その引渡しがされるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、荷造り、開梱、受取、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定にかかるわらず、当店の故意又は重大な過失によって荷物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。

3 第二十八条 荷送人が第三者から委託を受けた荷物の運送を当店が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当店の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されます。

2 前項の期間は、荷物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。

3 第二十九条 荷送人又は荷受人等は、自らの故意若しくは過失により、又は荷物の性質若しくは欠陥により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人又は荷受人等が過失なくしてその性質若しくは欠陥を知らなかつたときは、又は当店がこれを知つていたときは、この限りではありません。